

## 第20号議案 品川区立健康センター条例の一部を改正する条例

### 1. 改正理由

荏原複合施設大規模改修工事に伴い、荏原健康センターを旧第一日野小学校跡地の暫定建物へ移転するほか、諸規定を整備するため、所要の改正を行う。

### 2. 改正内容

#### (1) 所在地の変更

##### 【荏原健康センター】

変更前 品川区荏原二丁目9番6号

変更後 品川区西五反田六丁目6番20号

#### (2) 施設等の一部削除

##### ①健康・体力検査ルーム

健康づくり施設から健康・体力検査ルームを削除し、使用料金表を削除する。

##### ②保育室

一般貸出施設から保育室を削除し、使用料金表を削除する。

### 3. 施行期日

令和5年7月1日（2（2）については令和5年4月1日）

### 4. 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

品川区立健康センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後		改正前	
第2条 センターの名称および位置は、次のとおりとする。 (設置)		第2条 センターの名称および位置は、次のとおりとする。 (設置)	
名称	位置	名称	位置
品川区立品川健康センター	東京都品川区北品川三丁目11番22号	品川区立品川健康センター	東京都品川区北品川三丁目11番22号
品川区立荏原健康センター	東京都品川区西五反田六丁目6番20号	品川区立荏原健康センター	東京都品川区荏原二丁目9番6号
(施設等) 第4条 センターの施設は、次のとおりとする。 (1) 健康づくり施設 健康スタジオ、トレーニングルーム、 <del>健康・体力検査ルーム</del> 、プレイコート、ゴルフエリア (2) 一般貸出施設 ホール、会議室、 <del>保育室</del> 2 健康センターの設備について、規則で定める。		(施設等) 第4条 センターの施設は、次のとおりとする。 (1) 健康づくり施設 健康スタジオ、トレーニングルーム、健康・体力検査ルーム、プレイコート、ゴルフエリア (2) 一般貸出施設 ホール、会議室、保育室 2 健康センターの設備について、規則で定める。	
(使用料) 第7条 センターの施設のうち別表第2に掲げるものの使用については、同表に定める額の範囲内において規則で定める使用料を徴収する。 2 センターの施設のうち別表第3に掲げるものの使用については、同表に定める額の使用料を徴収する。 3 センターの設備の使用については、別表第4に定める額の範囲内において規則で定める使用料を徴収する。 4 前条第1項の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、前3項に規定する使用料を前納しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。		(使用料) 第7条 センターの施設のうち別表第2に掲げるものの使用については、同表に定める額の範囲内において規則で定める使用料を徴収する。 2 センターの施設のうち別表第3に掲げるものの使用については、同表に定める額の使用料を徴収する。 3 センターの設備の使用については、別表第4に定める額の範囲内において規則で定める使用料を徴収する。 4 前条第1項の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、前3項に規定する使用料を前納しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	

改正後				改正前			
5 区長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。				5 区長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。			
別表第2（第7条関係） （1）品川区立品川健康センター				別表第2（第7条関係） （1）品川区立品川健康センター			
種別	区分		金額	種別	区分		金額
健康スタジオおよびトレーニングルーム	個人使用	1回	500円	健康スタジオおよびトレーニングルーム	個人使用	1回	500円
		回数券（11枚つづり）	5,000円			回数券（11枚つづり）	5,000円
	講座受講1人1回		1,000円		講座受講1人1回		1,000円
<del>健康・体力検査ルーム</del>	<del>1回</del>		<del>3,000円</del>	健康・体力検査ルーム	1回		3,000円
プレイコート	1面につき1回1時間		1,000円	プレイコート	1面につき1回1時間		1,000円
	講座受講1人1回		1,200円		講座受講1人1回		1,200円
ゴルフエリア	1ブースにつき 1回30分		500円	ゴルフエリア	1ブースにつき 1回30分		500円
	講座受講1人1回		1,000円		講座受講1人1回		1,000円
（2）品川区立荏原健康センター				（2）品川区立荏原健康センター			
種別	区分		金額	種別	区分		金額
健康スタジオおよびトレーニングルーム	個人使用	1回	400円	健康スタジオおよびトレーニングルーム	個人使用	1回	400円
		回数券（11枚つづり）	4,000円			回数券（11枚つづり）	4,000円
	講座受講1人1回		800円		講座受講1人1回		800円
<del>健康・体力検査ルーム</del>	<del>1回</del>		<del>3,000円</del>	健康・体力検査ルーム	1回		3,000円

改正後	改正前
-----	-----

別表第3（第7条関係）  
品川区立品川健康センター

時間区分				午前	午後	夜間
種別				(9時～12次)		
ホール	全面使用	区民	平日	8,000円	12,000円	16,000円
			土曜日 日曜日 休日	9,600円	14,400円	19,200円
		区民以外	平日	9,600円	14,400円	19,200円
			土曜日 日曜日 休日	11,500円	17,200円	23,000円
ホール	区分使用（1区分につき）	区民	平日	4,000円	6,000円	8,000円
			土曜日 日曜日 休日	4,800円	7,200円	9,600円
		区民以外	平日	4,800円	7,200円	9,600円
			土曜日 日曜日	5,700円	8,600円	11,500円

別表第3（第7条関係）  
品川区立品川健康センター

時間区分				午前	午後	夜間
種別				(9時～12次)		
ホール	全面使用	区民	平日	8,000円	12,000円	16,000円
			土曜日 日曜日 休日	9,600円	14,400円	19,200円
		区民以外	平日	9,600円	14,400円	19,200円
			土曜日 日曜日 休日	11,500円	17,200円	23,000円
ホール	区分使用（1区分につき）	区民	平日	4,000円	6,000円	8,000円
			土曜日 日曜日 休日	4,800円	7,200円	9,600円
		区民以外	平日	4,800円	7,200円	9,600円
			土曜日 日曜日	5,700円	8,600円	11,500円

改正後							改正前						
			休日							休日			
会議室		区民		2,500円	3,800円	5,000円	会議室		区民		2,500円	3,800円	5,000円
		区民以外		3,000円	4,500円	6,000円			区民以外		3,000円	4,500円	6,000円
<b>保育室</b>		<b>区民</b>		<b>800円</b>	<b>1,200円</b>	<b>1,600円</b>	保育室		区民		800円	1,200円	1,600円
備考							備考						
<p>1 「区民」とは、区内に住所を有する者または区内に事務所等を有する団体もしくは、区内に住所を有する者を主たる構成員とする団体をいう。</p> <p>2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。</p> <p>3 午前および午後の時間区分を継続して使用する場合には正午から午後1時までを、午後および夜間の時間区分を継続して使用する場合には午後5時から午後6時までを、それぞれ無料で使用することができる。</p> <p>4 管理上支障がないと認められるときは、既に使用の承認を受けている使用時間を超えて、1時間に限り、使用することができる。この場合においては、次の区分による超過使用料を徴収する。</p> <p>ア 正午から午後1時まで 午前の規定使用料の1時間相当額(100円未満の端数があるときは、その端数金額を100円として計算した額とする。以下同じ)</p> <p>イ 午後5時から午後6時まで 午後の規定使用料の1時間相当額</p> <p><del>5 使用者が承認を受けた施設の使用に際し、その使用時間において保育のために保育室を使用するときは、保育室の使用を無料とする。</del></p>							<p>1 「区民」とは、区内に住所を有する者または区内に事務所等を有する団体もしくは、区内に住所を有する者を主たる構成員とする団体をいう。</p> <p>2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。</p> <p>3 午前および午後の時間区分を継続して使用する場合には正午から午後1時までを、午後および夜間の時間区分を継続して使用する場合には午後5時から午後6時までを、それぞれ無料で使用することができる。</p> <p>4 管理上支障がないと認められるときは、既に使用の承認を受けている使用時間を超えて、1時間に限り、使用することができる。この場合においては、次の区分による超過使用料を徴収する。</p> <p>ア 正午から午後1時まで 午前の規定使用料の1時間相当額(100円未満の端数があるときは、その端数金額を100円として計算した額とする。以下同じ)</p> <p>イ 午後5時から午後6時まで 午後の規定使用料の1時間相当額</p> <p>5 使用者が承認を受けた施設の使用に際し、その使用時間において保育のために保育室を使用するときは、保育室の使用を無料とする。</p>						